

急勾配・階段状の位置指定道路の取扱いについて

根拠法令

1. 建築基準法施行令第144条の4第4項

縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障のないと認めた場合においては、この限りでない。

(目的)

第1 この取扱いは、建築基準法施行令第144条の4第1項第4号ただし書きの規定に基づき、急傾斜地等の地形において、急勾配（道路の縦断勾配が12%を超えることをいう。以下同じ。）又は階段状の建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を行う場合に、避難及び通行の支障がないと認める場合の、その具体的基準を定めて、急傾斜地地区における車両の通行の安全、並びに避難通路の確保、及び消防活動に寄与し、良好な居住環境を形成することを目的とする。

(定義)

第2 指定道路 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする道

(指定道路の計画方針)

第3 急勾配の指定道路の計画にあたっては、極力縦断勾配を12パーセント以下に押さえ、土地の状況又は既存建築物の立地状況により、やむを得ない場合は12パーセントを超える縦断勾配とすることができる。

(指定道路の配置等)

第4 指定道路が接続される道路（法42条に規定する道路をいう。以下同じ。）の幅員が4.0m未満の場合は、その道路の中心線より2mの後退を行い、指定道路の接続先として配置しなければならない。

2 階段状の指定道路に接続する既存道路は、通り抜け道路を原則とする。ただし、市長が認める転回広場を設けた場合は、この限りない。

(指定道路の接続道路)

第5 道路の幅員が6.0m未満の道路に接する指定道路の開発行為地は、開発区域に接する既存道路の中心線より3.0m後退し、道路として維持管理しなければならない。

2 接続道路と階段状の指定道路の階段の上り口、又は下り口との間には、2.0m以上の空地を設けなければならない。

(急勾配指定道路の縦断勾配の制限長)

第6 急勾配指定道路の縦断勾配の制限長は、次号に掲げる有効幅員に応じそれぞれ当該各号によるもので、道路内に電柱等の工作物が建柱されないことが確実であるもの。ただし、土地の状況及び道路の通行量並びに交通上の安全施設等が整備されている場合で市長がやむを得ないと見とめる場合は、各号に規定する制限長を10メートルまで延長することができる。

- (1) 指定道路の有効幅員が4.0メートル以上の場合の制限長は、25メートル以内とする。
- (2) 指定道路の有効幅員が4.5メートル以上の場合の制限長は、30メートル以内とする。
- (3) 指定道路の有効幅員が5.0メートル以上の場合の制限長は、35メートル以内とする。
- (4) 指定道路の有効幅員が5.5メートル以上の場合の制限長は、40メートル以内とする。
- (5) 指定道路の有効幅員が6.0メートル以上の場合の制限長は、45メートル以内とする。

(階段状指定道路の延長等)

第7 階段状の指定道路の有効幅員及び道路の延長、並びに開発の規模は次の各号によるものとする。

- (1) 指定道路が他の道路の一端のみの接続する場合、指定道路の有効幅員は4.0メートル以上とし、道路の延長は20メートル以内のものであり、宅地の区画数は6宅地以内のもので、道路の面積を含み開発面積が1,000平方メートル未満の規模であるもの。
- (2) 両端道路に接続する場合で有効幅員が4.0メートル以上であり、道路の面積を含み開発面積が1,000平方メートル未満の規模であるもの。

(急勾配又は階段状指定道路の構造)

第8 急勾配の位置指定道路の構造は、路床は、十分に点圧し、全面コンクリート舗装し、次項に掲げるすべり止め対策を施さなければならない。ただし、その他有効なすべり止め対策で、試験結果等により安全と認められる場合は、この限りでない。

- 2 急勾配の位置指定道路の構造、及びすべり止め対策の詳細については、別図1のとおりとする。
- 3 階段状の指定道路の構造は、踏面30センチメートル以上、蹴上げ15センチメートル以下とし、垂直高さが3.0メートル以内間に有効幅1.5メートル以上の踊り場を設けなければならない。
- 4 階段状の指定道路には、以下の通行上の安全対策を設けなければならない。
 - (1) ステンレス製、手すり(H≥80cm)を設置すること。
 - (2) 階段床にすべり止め対策を施すこと。
 - (3) 階段の上り口もしくは、下り口には、車止め(着脱可能なもの)を設置するものとする。
 - (4) 道路は原則として車両の通行は認めないものとする。

(指定道路の雨水の排水計画)

第6 各指定道路には水利計算によって求められた排水量を満足する側溝、もしくは街渠を設けなければならないなお、計画においては、原則として次の各号に基づくものとし、市長(下水道事業所)と事前に協議しなければならない。

- (1) 指定道路開発行為地及び開発行為地に関連する流域を総合的に計画するものとする。
- (2) 雨水の排水計画にあたっては、原則として次に定める計画雨水量をもとに算出するものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \times \frac{5,000}{t + 40} \times C \times A$$

Q : 計画雨水量 (/秒)
C : 流出係数 屋根・道路=0.9
A : 集水面積 (ha)
t : 流達時間 (分) =流入時間+流下時間

流入時間とは、降雨が末端管渠に流入するまでの時間であり、塩竈市では、7分とする。
流下時間とは、末端管渠から計画地点までの雨水が流下してくる時間であり

$$\frac{\text{管渠等延長 (m)}}{\text{管内流速 (m/秒)}} \times \frac{1}{60}$$

として、算出するものとする。

- (3) 雨水の実流速については、0.3~3.0秒/mとしなければならない。
(4) その他の排水計画については、市長（下水道事業所）と協議するものとする。

2 接続する道路と指定道路の交差する横断箇所には、道路表面雨水を有効に排水するために横断グレーチングを敷設するものとし、急勾配指定道路にあっては、車両加重20トン、階段状指定道路にあっては、車両加重5トンを敷設しなければならない。
(指定道路の維持管理)

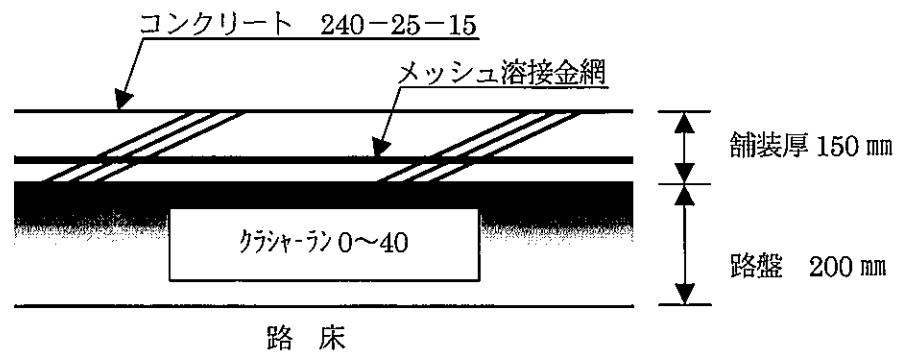
第7 急勾配の道路又は、階段状の道路の位置の指定は、地形等の状況によりやむをえないと判断し、指定するものであり、道路管理者は維持管理を（特に冬場の降雪時には）十分に実施しなければならない。また、その道路に係る管理計画書を位置指定申請時に提出するものとする。
(その他の基準)

第8 その他の基準については、「塩竈市道路位置指定基準」による。

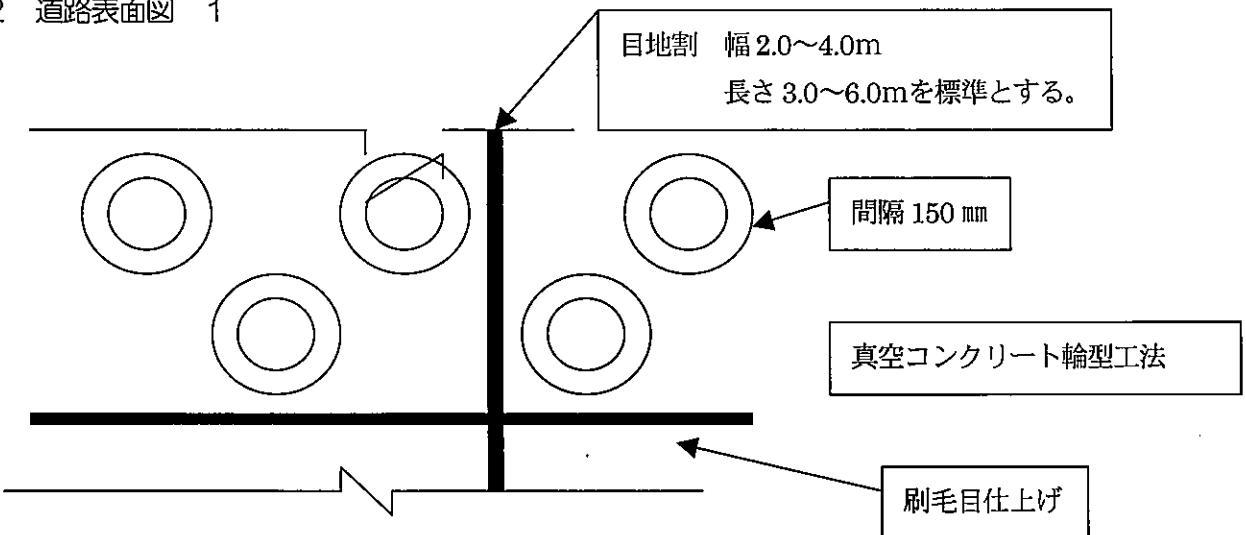
この取扱いは、平成13年12月17日より行う。

別図 1

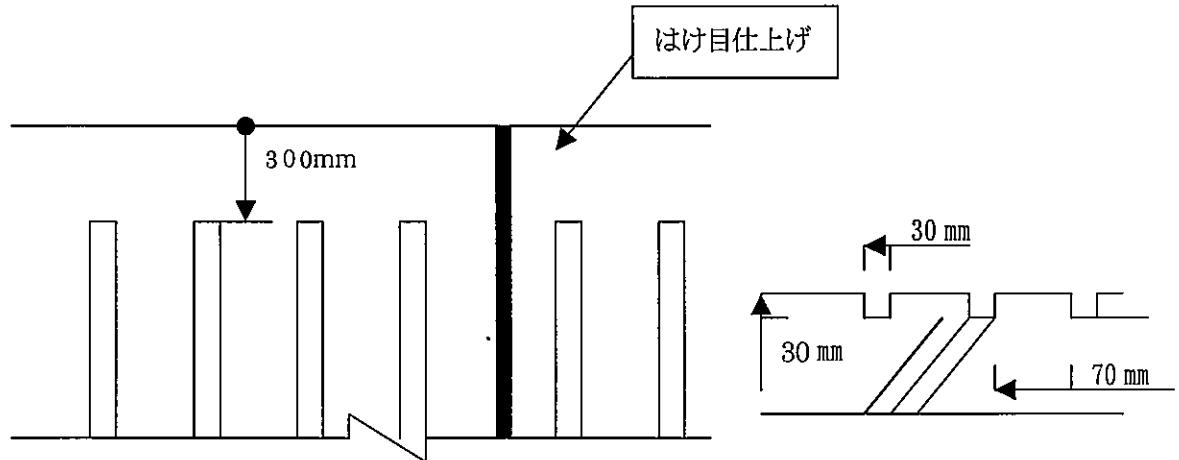
1 道路断面図



2 道路表面図 1



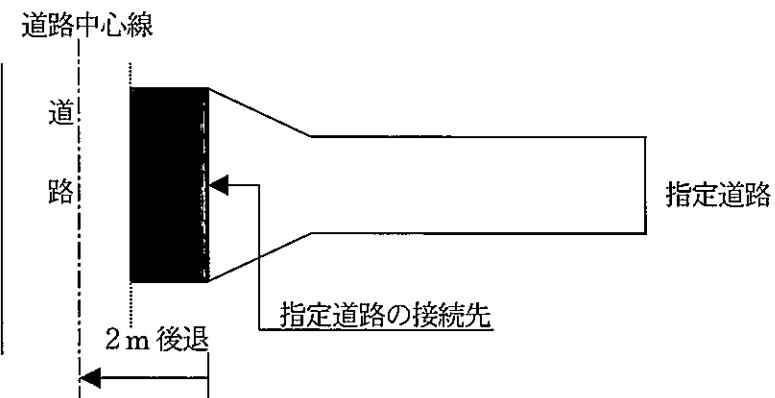
3 道路表面図 2



○急勾配・階段状道路の指定道路の運用について

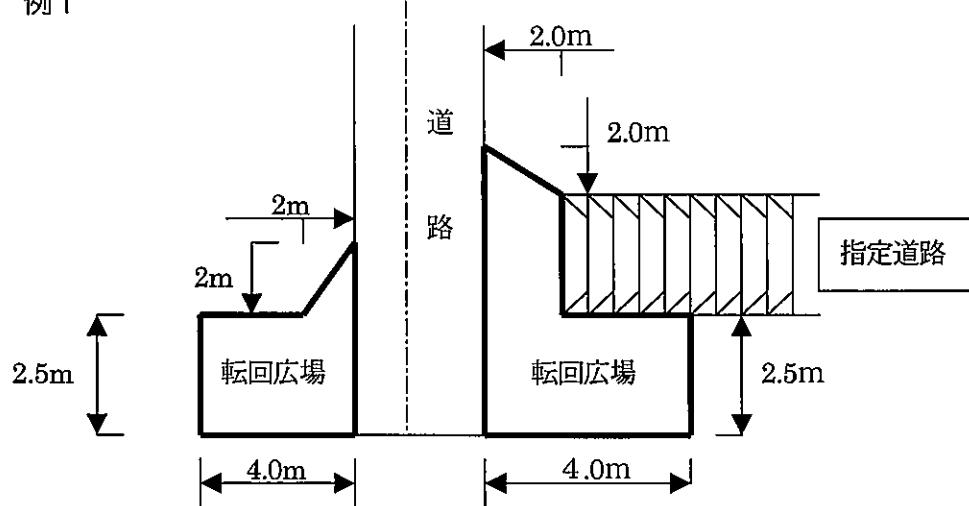
1 指定道路の配置について

(1) 取扱い第3の接続先の道路幅員が4m未満の場合については、下図による。

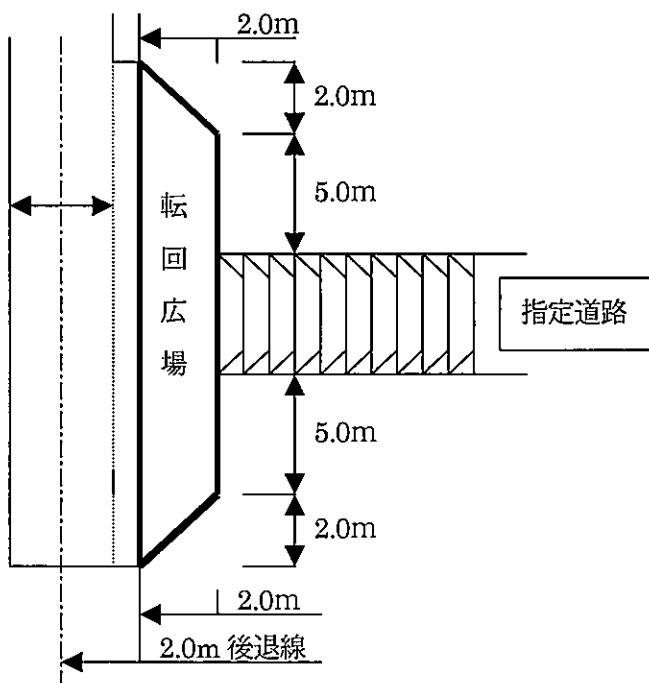


(2) 段状道路の接続先道路が行き止まりの場合の、転回広場の設置基準は、原則として下図による。

例1

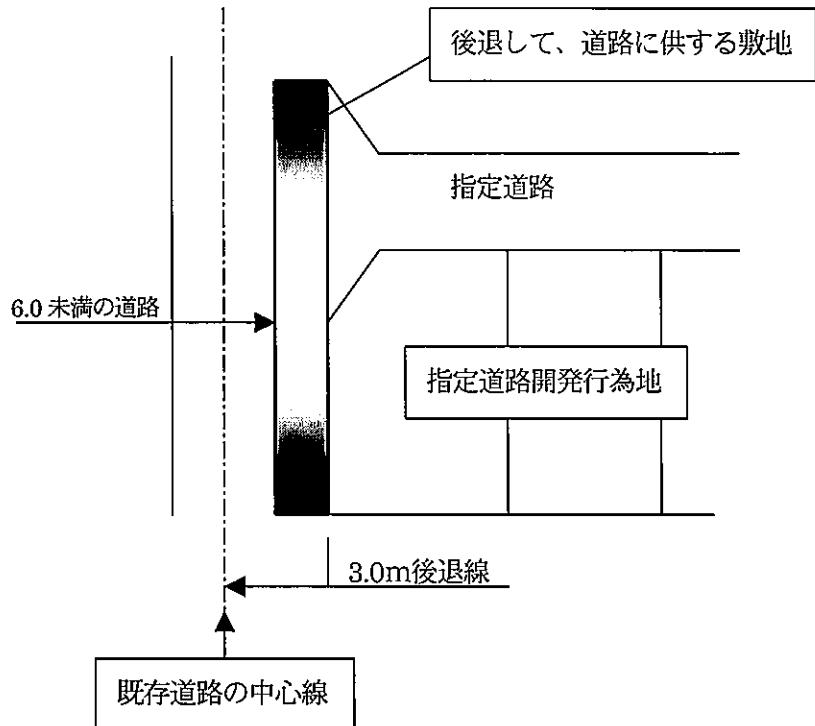


例2

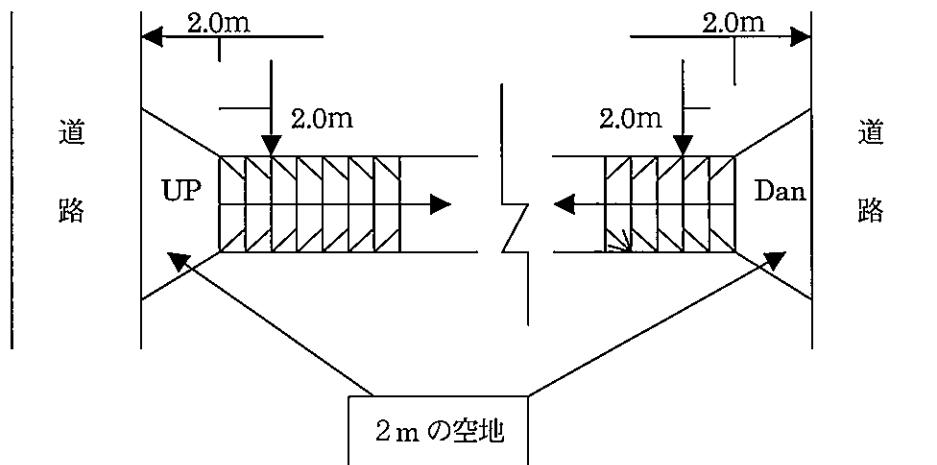


2 指定道路の接続道路について

(1) 取扱い第4の接続道路の中心線から3m後退する基準についての具体的取扱いは、下図による。

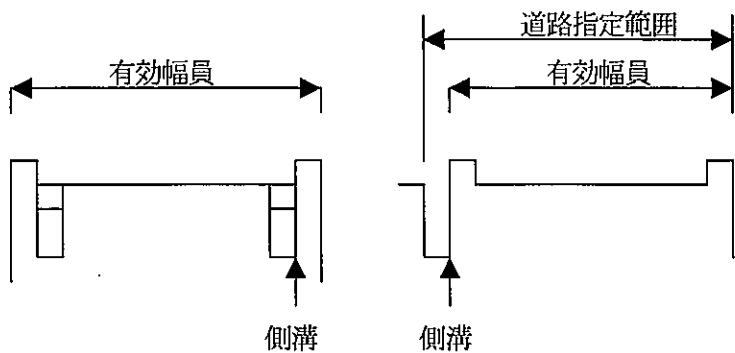


(2) 接続道路と階段状指定道路の階段の上り口並びに下り口の2m以上の空地についての扱いは下図による。ただし、周囲の状況によりすみ切りの設置が困難な場合は不用とする。



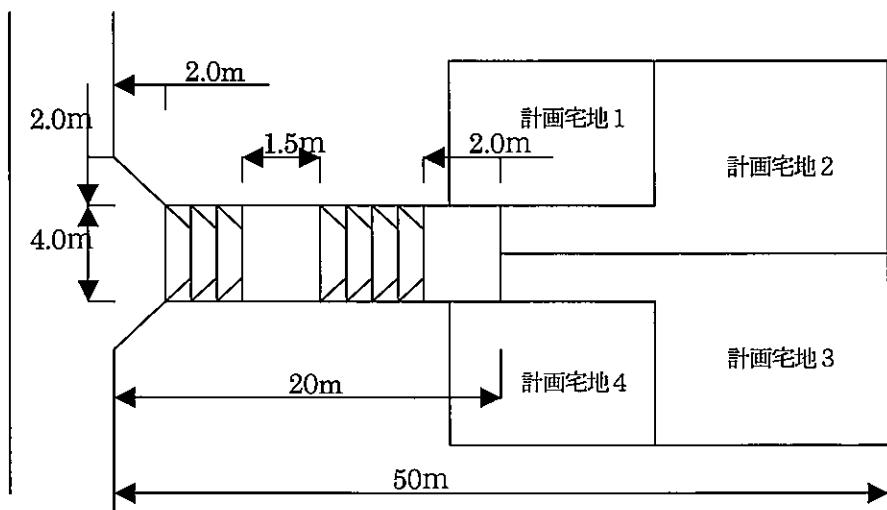
3 指定道路の構造・規模について

(1) 階段状の有効幅員について（取扱い第5. 2）



(2) 階段状指定道路の規模等について

図一1 片側道路に接続する場合の例（取扱い第5. 2. 一）

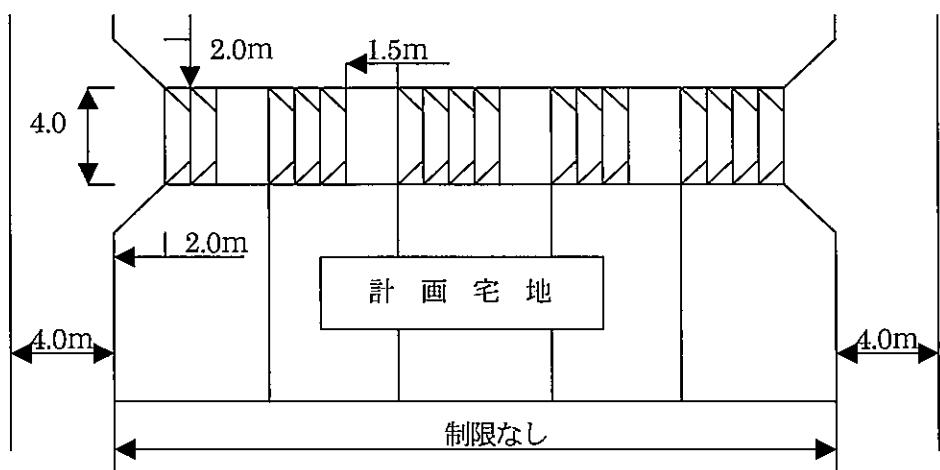


規 模：片側道路の場合 4 宅地とする。（道路を含み 1,000 m²未満）

道路の延長：20m以内

図一2両端の道路に接続する場合の例（取扱い第5. 2. 二）

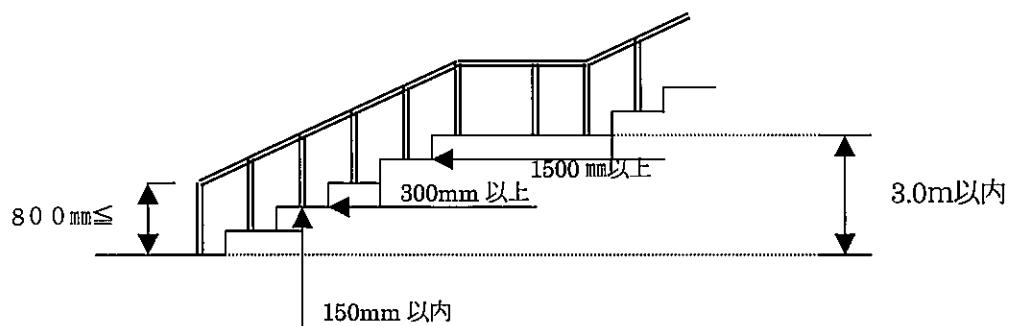
※ 土地の状況により隅切りを設けないことができる。



規 模：両側道路の場合（道路を含み 1,000 m²未満）

道路の延長：制限無し

(3) 蹴上げ、ふみ面、手すり、踊り場の寸法について（取扱い第6. 3）



様式第10号（第13条関係）

年 月 日

急勾配・階段状位置指定の築造に伴う誓約書

塩竈市長

殿

申請者 住 所

氏 名

又は名称

印

電話番号

今般、下記の土地に建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けるにあたり、土地の状況により別添図面のとおりの道路の計画となり、

急勾配（縦断勾配 %） 階段状

の道路となります。指定予定道路に接する下記の土地所有者と共に道路の位置の指定後は、冬場の道路の除雪等、維持管理をおこないます。なお、土地の売買等により土地の所有権を移転する場合は、重要事項として、第三者に継承し履行することを約束いたしますので、道路の位置の指定をよろしくお願ひいたします。なお、管理に関して諸問題が発生した場合は、当事者間で民事的に処理いたします。

記

1. 指定をうける道路の区域 塩竈市

指定をうける道路の区域の隣接の土地の地名・地番	住 所	氏 名	印

備考 1. 文章中、急勾配・階段状 の部分で該当しない部分を 一 線で消すこと。

2. 印は、実印を押印すること。

3. 道路維持管理計画書を添付すること。